

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和2年8月21日

多摩市議会議員 松田 だいすけ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

- 1 新型コロナウイルス感染症予防ワクチンにおける今後の動向～自治体の負担について～
- 2 新型コロナウイルス感染症に関わる支援策の状況と今後の取り組みについて

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和2年8月21日	No.6
	午前5時42分	

## 項目別質問内容

### 1. 新型コロナウイルス感染症予防ワクチンにおける今後の動向 ～自治体の負担について～

7月末～8月にかけて新型コロナウイルス感染症予防ワクチンに関する報道が続いた。主なものを挙げてみる。

新型コロナウイルスによる感染症の予防ワクチンについて加藤勝信・厚生労働相は31日、米ファイザー社から国内向けに6千万人分の供給を受けることで基本合意したと発表した。開発に成功し、承認された場合、来年6月末までに日本に供給されるという。(朝日新聞デジタル7/31)

新型コロナウイルスによる感染症の予防ワクチンについて、加藤勝信・厚生労働相は7日、英製薬大手アストラゼネカ社から日本国内向けに1億2千万回分の供給を受けることで基本合意したと発表した。開発が成功すれば、来年1～3月にまず3千万回分が供給されるという。(朝日新聞デジタル8/7)

この他にも今後各国におけるワクチン争奪、囲い込みなどが懸念されるという報道もあり、さらにはワクチンの有効性や安全性について本来承認に必要とされる大規模な治験が未完了のまま接種が始まるのではないかとという懸念の声もあるが、いずれ遠からず新型コロナウイルス感染症予防ワクチンが日本にも入ってくることが予想される。

各自治体では国の予防接種計画により、定期の予防接種の対象が拡大しているが、現在多摩市で行われている予防接種施策も踏まえ以下質問する。

(1)今後各自治体で予防接種が行われるとした場合の新型コロナウイルス感染症予防ワクチンに関わる位置付けについての想定を伺う。

(2)現状予防接種にかかる費用は、交付税措置されているが、不交付団体である多摩市は費用を全額負担しており、定期接種化に伴い生じる財政負担が今後さらに拡大(国の予防接種計画により)していく懸念があるが、現状の負担はどのくらいか。

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関わる支援策の状況と今後の取り組みについて

新型コロナウイルス感染症は、テレビ・新聞の報道などをみる限りでは第二波が流行している状況であり、緊急事態宣言解除後、ここに来て毎日のように1日の感染者数最大数を更新など連日報道されている。この数字に関し

## 項目別質問内容

ては東京都内また全国的にPCR検査センターの設置などが急激に増えたことによる要因が大きいということも思うところでもある。

しかしながら、既存のあらゆることに対する自粛を余儀なくされている今、生活が新型コロナウイルス蔓延以前の状態か、もしくは市民が新しい生活様式に完全に順応するまではこの大きな波の中にいるのだと考える。

6月議会でもいいじま議員が質問したが、第二波第三波が来た場合の支援についてどのように考えて行くのかというやり取りもあった。

実際に第二波が来ていると言われる現在の状況について、これまでの支援策を施した結果も踏まえ、今後どう調査し新たな支援策を行っていくのかについて以下質問する。

(1)6月の第二回定例会で可決した補正予算のうち多摩市飲食店応援チケット(目標100店舗)、多摩市がんばろう事業者支援金(対象1750社)の目標・対象についての実施状況について伺う。

(2)第二波と言われる現在の状況での事業者支援についての考え方を伺う。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和2年8月21日

多摩市議会議員 池田 けい子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

- 1 コロナ禍におけるごみ問題…ごみ出し困難な人に支援を！
- 2 条例の制定で、障がい者への情報保障はどう確保されるのか

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和2年8月21日	No.7
	午前9時37分	

## 項目別質問内容

<p>1. コロナ禍におけるごみ問題…ごみ出し困難な人に支援を！</p> <p>昨年の6月、G20大阪サミットで「2050年までに新たな海洋汚染をゼロにする」との目標がまとまり、国際社会はプラごみ削減へ足並みをそろえることになりました。日本では「プラスチック資源循環戦略」を打ち出し、その具体策の一つとして7月からレジ袋が有料化されました。飲食店でも食器やストローの素材の変更など、使い捨てプラスチックを抑制する動きが始まりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大は、その流れを大きく変えることになってしまいました。テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（配達）の利用で、家庭から出るプラスチックごみが増え、推奨されていたマイバッグやマイボトルも、本人だけでなく店員も触れなければいけないことから、互いに感染リスクがあるなどとして、使用を控える動きもみられます。</p> <p>多摩市と多摩市議会は、近年の危機的な気候状況を市民の皆さんと共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むため、資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進することを目指して、都内初となる「多摩市気候非常事態宣言」を共同で表明しました。ウイルス感染対策と環境問題をどう両立させていくのか、市としてもこの課題への取り組みが問われています。</p> <p>家庭ごみ自体が増加する中、障がいをお持ちの高齢者から「指定日にごみを出すことができず困っている」という相談を受けました。国立環境研究所は『超高齢化社会を迎え、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者は、今後ますます増えることが懸念される』との見解を示しました。環境省では全国の市区町村を対象に、高齢者のごみ出しの実態や支援の状況を調査、今年度中にガイドラインの作成を目指しています。多摩市でも支援を必要とされる方は多いのではないのでしょうか。市民が衛生的な環境の中で、安心して日常生活を送れるよう以下質問いたします。</p>
<p>(1) コロナ時代の「新しい生活様式」が推奨され、プラスチック製品の製造が急増する中、生態系への脅威・海洋汚染対策の後退が懸念されています。この傾向に歯止めをかけるため、プラスチックごみの削減にどう取り組み、市民にどう発信していくのか、現状と共にその対策を伺います。</p>
<p>(2) 使い捨てマスクのポイ捨てが気になります。飲食店等でも、使用済みマスクの放置が増えたと伺いました。環境面だけでなく、接触感染の恐れもあり衛生的に危険です。使い捨てマスクの捨て方の啓発等について伺います。</p>
<p>(3) 多摩市では現在、粗大ゴミの運び出しサービスを行っていますが、可燃ごみや資源ごみ等、指定日にごみ出しが困難な高齢者や障がい者の世帯に対して新たな支援も必要ではないかと考えます。見解を伺います。</p>

## 項目別質問内容

<p>2. 条例の制定で、障がい者への情報保障はどう確保されるのか</p> <p>7月、阿佐ヶ谷駅で視覚障がい者の男性が、ホームから転落して亡くなるという悲しい事故が起きました。転落事故を防ぐ最も有効的な方法はホームドアの設置ですが、未整備の駅が多いのが現状です。視覚障がい者の方にとって駅のホームは“欄干のない橋”とも言われます。どれほどの不安を感じながら歩かれているか…ソーシャルディスタンス（社会的距離）やフィジカルディスタンス（身体的距離）を守らなければならない昨今ですが、白杖をお持ちの方を見かけたらぜひ声を掛け合っていきたいと思います。</p> <p>ある視覚障がい者の方から「施設内でも手すりや壁を確認して歩くことが多いが、点字案内なども感染が心配でさわることができない」と伺いました。また、聴覚障がいがある方からは「今、みんながマスクをしているから、会話を読み取るのが難しい。」「マスクを下げての会話は、悪いことをしているようで人の目が気になる。」と言われました。手話を言語としている方々は、手の動きだけではなく、顔の表情や口形も併せて表現をするので、意思疎通が困難になっているようでした。</p> <p>多摩市はこの7月「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を施行しました。市民や事業者の方々と一緒に、約2年かけて作り上げた条例です。絵に描いた餅であってはなりません。特に情報保障は重要であり、市民・事業者への理解促進についても急務と考えます。条例ができたことで、何がどう変わっていくのか、また変わったことはあるのか以下質問いたします。</p>
<p>(1) 14条に、「市民及び事業者が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、啓発その他必要な取組を行うこと」とあります。事業所、市民に対して、どのような啓発や取組を行うのか伺います。</p>
<p>(2) 15条に、「手話、文字、点字、音声、分かりやすい表現等の障害の特性に応じた意思疎通の手段を普及し、並びに障がい者が容易に情報を取得し、及び意思疎通をすることができるよう、必要な支援を行うこと。」とあります。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関連する様々な情報が、市のホームページ等により発信されていますが、障がい者への情報の保障という観点から、どう配慮されているのか伺います。</p>
<p>②市役所や、市の施設の窓口における情報の提供・意思疎通について、現状と検討されているサービスについて伺います。</p>
<p>③福祉のしおり障がい福祉編は、福祉制度を活用するための手続き方法などを</p>

## 項目別質問内容

まとめたものであり、障がい者やその関係者にとって情報を得る大切なツールの一つです。しかし、「知りたいことがどこに書かれているのか見つけにくい」「日常生活用具の説明部分について、給付用具種目の名称が、日常的な呼び方と異なりわかりにくい」等のお声があります。当事者の声を反映させての改訂や、障害の特性に応じた冊子は作成できないでしょうか。見解を伺います。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和2年8月14日

多摩市議会議員 安斉 きみ子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

- 1 コロナ禍の生活困窮・・・生活保護と生活困窮者自立支援について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和2年8月14日	No.8
	午後4時00分	



## 項目別質問内容

<p>新型コロナウイルスの流行の影響は、リーマンショックや東日本大震災の規模をはるかに超え、雇用形態を問わず、あらゆる産業、世代に深刻なダメージを与えています。</p>
<p>いまできること、やらなければならないことの一つは、急増する生活困窮者への不安を解消し、生活保護制度をはじめとした制度・施策を周知し、その活用を呼びかけることです。失われずに済むはずの命を救うために、自治体や議会は積極的に活動することが求められています。</p>
<p>生活保護制度は憲法 25 条の生存権保障を具体化したものですが、本当の権利になっていないのが日本の現実です。</p>
<p>生活保護の利用者は、約 207 万人（厚生労働省「被保護者調査」2020 年 1 月分）。貧困と格差の拡大で、ずっと保護利用者が増加していたにも関わらず、ここしばらくは、やや減少傾向となっています。この減少は 2013 年からの生活保護基準の引き下げや、さらに 2018 年から 3 年かけて引き下げてきた保護基準引き下げにより、保護を利用できる対象世帯が減ったことの影響が大きいと考えられます。</p>
<p>生活保護については、スティグマ（差別や偏見の対象となり、負のイメージがあること）があることが、日本の問題点です。生活保護バッシングは今でも存在し、生活保護を恥ずかしいものとする人びとが大勢います。</p>
<p>生活保護の捕捉率（生活保護を利用できる人のうち、どれだけが実際に利用できているか）は、政府の統計でも 4 割程度、学者・研究者によっては 1～2 割程度しか捕捉できていないとしています。本来、制度利用につながるべき人びとが排除されているのは、スティグマの影響と、違法・不適切な制度運用によるものだと考えます。</p>
<p>今回の一般質問では急増する生活困窮者に対して自治体としての多摩市や東京都の対応が問われ、また国の社会保障のあり方が問われていると考え、生活保護と生活困窮者自立支援について伺うものです。</p>
<p>(1) 今年の 4 月、5 月の相談件数は急増しています。うちコロナ禍の影響を受けた相談も 4 月は 20 人、5 月は 27 人となっています。一方申請した実数は令和 2 年の 1 月からの経過を見ても、また前年同月と比べてもそれほど変化はありません。その後 6 月～8 月にかけての推移について伺います。またその背景となる新型コロナウイルスの感染状況の変化と生活保護の相談から見えてくる暮らしの変化についてもお答えください。</p>
<p>(2) 市は厚生労働省の「被保護者調査」における職業区分による分類を使い、新型コロナウイルス感染症に関連した相談者数とその職業に分類していますが、具体的な職種が見えてきません。職を失いどうい</p>

## 項目別質問内容

<p>う困りごと（収入がないだけでなく、住む家がない、医療を受けられないなど含めて）が寄せられているのかお答えください。</p>
<p>(3) 今後もさらなる感染拡大が予想されるなか、生活保護制度が最後の暮らしを守る砦になることはまちがいありません。生活保護法四条の三項は、「急迫した事由」にもとづく「急迫保護」を規定しています。今回のコロナ禍による事態は国民（外国人含む）全体が「急迫した事由」があるともいえ、すべての事例を「急迫保護」として取り扱うべきではないでしょうか？そうすれば、申請を待たずに職権保護することもできます。見解を伺います。</p>
<p>(4) 生活保護制度の周知、また「しごと・暮らしサポートステーション」の周知をもっと徹底すべきではないでしょうか？今後の対策の一つとして検討していただきたいと思います。見解を伺います。</p>
<p>(5) 生活保護の申請をもっと簡単にすることも必要です。3月10日、4月7日、5月8日、5月26日のコロナの下での生活保護業務についての厚労省からの通知によれば、面接の対応では速やかに申請書を交付し申請権を侵害しないなど。また速やかな保護決定では所持金がない場合、生活福祉貸付制度などの活用を支援し、保護の決定を速やかに行うなどの指示が出されていますが、多摩市の生活福祉課ではどのような状況なのかお答えください。</p>
<p>(6) 資産要件の緩和も求められます。自己破産の場合でも、三カ月分程度の資産については保有が認められています。しかし、生活保護制度では資産がほとんどないことが条件になっています。</p> <p>かねてから、ほとんど資産がない状態にならないと保護制度を利用できないために、収入が増えて保護から脱却しても余力がなく、またすぐに保護を利用せざるを得ないことがよくあります。見解を伺います。</p>
<p>(7) 生活保護申請にあたっては、親族への“扶養照会”が壁となり申請を断念する人が多いと言う現実があります。生活保護の実施要領では、事情がある場合は無理な照会はず、扶養の可能性が期待できないものとして扱って差し支えない」とされていますが、市の窓口での対応はいかがでしょうか？</p>
<p>(8) 居宅がない方への対応で、無料低額宿泊所や簡易宿泊所などを利用することを原則としている運用があります。しかし、これらの施設や更生救護施設などは感染リスクが高く、そもそもプライバシー保護上も問題があります。生活保護法居宅保護を原則としている通り、施設保護から居宅保護への転換が求められます。厚労省も4月17日に「個室の利用」や「当該者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮」を求める事務連絡を出しています。多摩市の実情と見解を伺</p>



# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和2年8月20日

多摩市議会議員 折戸 小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

- 1 池がある公園の管理のあり方について
- 2 旧南豊ヶ丘小学校跡地の法面管理について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和 2年 8月20日	No.10
	午後 6時59分	

## 項目別質問内容

### 1. 池がある公園の管理のあり方について

多摩市みどりと環境基本計画で持続可能な緑の保全をめざすために、生物の重要な生息環境であるみどりや水辺環境を保全し、生物の多様性の確保を図るとされています。

また、良質な公園緑地の確保を図るとともに市民参加による維持管理体制を充実します。と明示されています。

これらを絵に描いた餅にするのではなく、環境整備を具体的に実施することが必要と考え以下質問いたします。

- (1) 豊ヶ丘南公園の浚渫工事が2011年に施工され池の環境整備がされました。その実態と成果について伺います。
- (2) 今日の豊ヶ丘南公園池の水質の現状をどのように認識されているか伺います。
- (3) 豊ヶ丘南公園でのボランティア市民活動の現状についての評価について伺います。
- (4) 瓜生公園の管理の現状と課題について伺います。
- (5) 瓜生せせらぎ散歩道の管理状況の評価と課題について伺います。
- (6) この夏のコロナ禍、公園での水遊びを開放した鶴牧東公園、一本杉公園、乞田・貝取ふれあい広場公園での実施実態について伺います。

### 2. 旧南豊ヶ丘小学校跡地の法面管理について

- (1) 法面管理は東京ヴェルディ一般社団法人東京グリーンスポーツリンクが負うのか、台風で法面が土砂崩れが起き土のうで修復されています。しかし異常気象で大雨が降ると法面から濁り水が道路に流れています。土砂崩れの原因はどこにあるかの調査をしたのか伺います。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 市とヴェルディ一般社団法人東京グリーンスポーツリンクとの契約書。
- ② グラウンド人口芝新設での排水施設工事、外周の排水側溝の図面。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和2年8月20日

多摩市議会議員 斎藤 せいや

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

1 教育環境の改善について

2 通学路の安全について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和2年8月20日	No. 1 1
	午後10時41分	

## 項目別質問内容

1 教育環境の改善について
<p>新型コロナウイルス感染症は未だに終息の気配もなく猛威をふるっていますが、春先に懸念されていた第2波が今まさに来ているのではないとも言われています。多摩市議会でも感染が増えてきた当初から議会運営における様々な対策を行ってきており、コロナウイルスに正しく恐れることの重要性を日々感じています。その中で現在は治療薬やワクチンが量産前のため、新しい生活様式を取り入れて新型コロナウイルスと共存(with コロナ)をしていくことや、治療薬やワクチンが量産された後の、コロナ後の世界(after コロナ)には、この未曾有の経験を経て、特定の意識・価値観や行動様式は変化したまま元には戻らないだろうと言われていています。このwith コロナでは、マスクをすることが当たり前となってきており、うっかりマスクをつけ忘れてしまうと周囲からの視線が痛く感じたことがある人も少なくないと思います。</p> <p>ここで例年ではあまり考えることのなかった問題が発生してきました。それは夏の暑いときにおけるマスクの着用の有無の問題です。このことに関しては様々な意見があり一概にこうするべきであると断言するのは難しいですが、今年例年に比べて梅雨明けも遅く消防庁の発表では、7月末までは毎週1,500人前後の熱中症による搬送がありました。8月に入り1週目は前週の倍にあたる6,500人以上が、2週目もさらに倍となる1万2,000人以上の搬送があり、新型コロナウイルスのニュースとともに、熱中症に関するニュースを聞かない日はありません。昨年暑い日が続き、昨年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送は2018年と比べると少なくなっていますが、それでも累計で71,317人との結果が消防庁より公表されています。</p> <p>大半の症状は入院加療を必要としない軽症ですが、症状によっては入院を必要とする場合も少なくありません。また、全体の発生場所を見ると割合としては低いです。教育機関での熱中症搬送者は全搬送者中約6%ありました。</p> <p>近年では、あまりにも暑さで学校では水泳の授業を中止する、放課後の運動系部活動の活動を中止するなどの対策を取っており、発達段階にある子どもたちの心身への影響を考えると必要な措置であると思います。今年暑さ対策に加え新型コロナウイルス対策も行わなければならない、教育現場においても手探り状態が続いていると思います。また、現在、多摩市内の小中学校では普通教室、特別教室、体育館へのエアコンの設置整備を進めており、子どもたちの学習環境についても改善しつつあると思います。しかし、一部の教室、例えばホームルーム以外で使用する教室などにはエアコンの設置はされていません。教育活動の中では様々な場面で、あらゆる用途で多くの教室を使用することもあります。</p>

## 項目別質問内容

<p>子どもたちはもちろんのこと、そこで指導を行う教職員の更なる環境の改善をしていく必要があると考え、以下の質問をいたします。</p>
<p>(1) スクールカウンセラー相談室(以降、心の教室という)のエアコン設置状況について伺います。</p>
<p>(2) 心の教室にエアコンを設置する必要があると考えるが市の見解を伺います。</p>
<p>(3) 今後エアコンが設置されていない部屋へエアコンを設置する計画はあるのか伺います。</p>
<p>2 通学路の安全について</p>
<p>昨年は子どもたちが犠牲になる痛ましい事件・事故が多くありました。昨年9月に起きた女児の行方不明事件も未だに解決がされていません。事件・事故はいつ起こるか予測することもできず、誰にでも起こりうることであり、日頃から市民一人ひとりが気をつけなければなりません。</p>
<p>今年2月には埼玉県で下校中の小学生の列に乗用車が突っ込み、児童4人が軽傷であった、4月には都内で4歳児がバスにはねられ死亡、5月には愛知県で6歳児を軽トラックがはねてそのまま逃走、男児は軽いけがをした、など今年に入ってから子どもが巻き込まれる交通事故が多数起きています。</p>
<p>昨年度文部科学省から出された「通学路の交通安全の確保の徹底について」の中でも通学路を含めた地域社会の安全を確保する一般的な責任は該当地域を管轄する地方公共団体が有するものであることから、各地域の関係機関等が連携して地域全体で通学路の安全確保を効果的に行うことが重要と記載されており、子どもたちが登下校で通行する通学路についても日頃からの安全管理が必要不可欠であると考えます。通学路の道中ではどうしても歩道が整備されていない道路を歩行しなければならない場合があります。そのような場所には自動車の走行速度を規制するゾーン30や時間帯規制、ドライバーが車道と路側帯を視覚的により明瞭に区分できるようにグリーンベルトが敷かれています。しかし、このような整備が行われていない場所もまだあり、今後も整備を進めていくことが必要であると考えます。</p>
<p>また、交通事故以外でも子どもが巻き込まれる事件が多くあり、今年に入ってから多摩市内でも30件以上の不審者情報が入ってきています。多くは子どもたちの登下校中に起きていて、内容も様々ですが共通して言えることは被害にあった子どもたちが大きな恐怖を感じるということです。</p>
<p>このような事件・事故を起こさないためには関係機関との連携が必要不可欠であると思いますが、子どもたちが事件や事故に巻き込まれることがなく安心</p>



## 項目別質問内容

して安全に登下校できるようにするために、安心安全な通学路の確保について以下、質問いたします。

(1) 通学路の設定方法について伺います。

(2) 通学路の安全対策についてどのようなことを行っているか具体的に伺います。

(3) 通学路の定期的な安全確認等を行っているのか伺います。

(4) 今後、更なる安心安全のためにどのような対策を行っていくか具体的に伺います。